

# チェックシート

## 1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨及び基本方針

項 目	チェック欄
<p>日中サービス支援型共同生活援助（以下「日中サービス支援型GH」という。）は、<u>障害者の重度化・高齢化に対応するため</u>に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、<u>施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うこと</u>が期待されている。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>日中サービス支援型GHの主な対象者は、<u>重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者</u>（日によって利用することができない障害者を含む。）である。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>日中サービス支援型GHとは、<u>常時介護を要する者</u>に対して、<u>常時の支援体制を確保</u>した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う事業である。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>日中サービス支援型GHは、<u>常時の支援体制を確保</u>することにより、利用者が地域において<u>家庭的な環境及び地域住民との交流の下で</u>自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活援助において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p><b>【ポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎別紙 1「地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設」、別紙 2「自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について（抜粋）」の内容をよく理解してください。</li> <li>◎重度化、高齢化のため、日中活動サービス等を利用することができない利用者がある等、日中サービス支援型GHの指定を受ける理由、必要性がありますか。</li> <li>◎自立支援連絡協議会、各種相談機関、他の障害福祉サービス事業所等へのヒアリングを実施し、利用者ニーズを的確に把握していますか。</li> </ul>	

# チェックシート

## 2 名古屋市日中サービス支援型グループホーム運営評価会議について

項 目	チェック欄
<p>名古屋市においては、①日中サービス支援型GHを行おうとする事業者からの運営方針や活動内容等の説明聴取、評価、②事業者からの日中サービス支援型GHの定期的な実施状況の報告聴取、評価及び必要な要望、助言等を行うため、外部（学識経験者、福祉団体、自立支援協議会、行政等）の委員で構成する「<u>名古屋市日中サービス支援型グループホーム運営評価会議</u>」（以下「評価会議」という。）を設置している。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>事業者は、事業指定（型の変更を含む。）の申請にあたり、<u>事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から</u>、評価会議に対し運営方針や活動内容等を説明し、評価会議による評価を受け、その内容を名古屋市に提出しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>事業者は、<u>事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から</u>、評価会議に対し、少なくとも年に1回以上、事業の実施状況等を報告し、実施状況等について評価会議による評価を受けるとともに、評価会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>事業者は、評価会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を5年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表しなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>事業者は、<u>日中サービス支援型GHの趣旨、設備及び運営に関する基準等を十分に理解</u>した上で評価会議による評価を受けるために、<u>十分な時間的余裕をもって本市と事前協議</u>を行わなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 評価会議を開催する意義についてよく考え、地域に開かれたサービスとするように改善の努力を惜しまないでください。</li> <li>• 評価会議には、法人代表者（又は事業責任者）、管理者（予定者）、サービス管理責任者（予定者）など、<u>評価会議に提出する資料、事業内容について責任を持って説明ができる者が出席してください。</u></li> <li>• 市において、事業者の制度理解や事業内容の成熟度について確認をしながら、評価会議への提出書類の修正や追加を依頼するため、少なくとも評価会議への書類提出期限の1か月前までに市との事前協議を始めてください。</li> <li>• <u>制度理解、事業内容の成熟度が評価会議における評価を実施するに至っていないと判断される場合は、事業者の責任において事業開始を延期する等の措置を取ってください。</u></li> </ul>	

## チェックシート

### 3 立地について

項 目	チェック欄
利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、サービスを提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保できる立地である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
共同生活住居（以下「住居」という。）は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
利用者に対し、住居において昼夜を通じた介護等の支援を行うものであることから、同一敷地内に複数の住居を設置するなど、一定の地域に住居を集約して立地することによって、上記に記載した事項に支障が生ずることがないように留意している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>【ポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地や建物については、将来のことも考えて慎重に検討することが重要です。</li> <li>・地震ハザードマップ、津波ハザードマップ、洪水・内水ハザードマップ等を必ず確認し、できるだけ災害リスクの高い場所は避けるべきです。</li> <li>・GHは「住まい」であることから、ある程度の地域的な広がり（街）の中に複数の住居が存在するように配慮し、住居の過度の集積・近接化は避けるべきです。</li> </ul>	

### 4 共同生活住居の定員について

項 目	チェック欄
<b>【新築建物の場合】</b> 住居の定員は2人以上10人以下となっているか。	<input type="checkbox"/> はい
<b>【既存建物の場合】</b> 住居の定員は2人以上20人以下となっているか。	<input type="checkbox"/> いいえ
新築建物の場合で、1の建物に複数住居を設けることで1の建物の定員合計を11人以上20人以下とする場合、入口（玄関）が別になっている等、建物構造上、住居ごとの独立性が確保されており、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>【ポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>同一敷地内における住居の入居定員の合計は、評価会議における意見を踏まえ、20人までとしてください。</u></li> <li>・大規模になることで、食事や入浴の順番等を決めたりすることが難しくなったり、世話人等が利用者の生活に個別に対応することが難しくなったりしていませんか。</li> <li>・大規模になることで、事業所の運営・管理が優先されていませんか。</li> <li>・1つのユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいです。</li> </ul>	

# チェックシート

## 5 設備について

項 目	チェック欄
居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 m <sup>2</sup> 以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど、利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>【ポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>7.43 m<sup>2</sup>では寝室機能が中心となってしまうため、家庭で使っていた家具等を持ち込んだり、来客を招き入れたりすることができる十分な広さを確保してください。</li> <li>収納設備を確保し、ベッド、タンス等の必要最低限の家具だけで居室空間が占領されないようにしてください。</li> </ul>	
居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保しているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>【ポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が集まる居間、食堂と居室の位置関係、距離感に配慮していますか。</li> <li>日中をGH内で過ごす利用者が、日中も居室のみで過ごすことにならないような支援プログラムを検討していますか。</li> <li>余暇活動の支援、食事等の介護、身体機能及び日常生活能力の維持向上のための支援等を行うのに十分な広さのスペースが確保されていますか。</li> </ul>	
ユニットごとに、風呂、トイレ、洗面所、台所等の日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>【ポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ、洗面所、浴室等は、同時使用の頻度も考慮した個数となっていますか。</li> <li>男女でユニットや住居を分ける等、同性介助が基本となった構造になっていますか。</li> </ul>	
重度化・高齢化への対応（将来的な予定も含む）を踏まえ、住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものになっているか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>【ポイント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>廊下幅、引き戸、スロープ、手すり、エレベーター、レバー式・光感知式の水洗器具、車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、リフト浴、機械浴など、利用者の障害特性に応じた設備が整備されていますか。</li> <li>愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では、特定施設の新築等（増築、改築、用途変更を含む）をする場合、特定施設整備計画届出書の提出と整備基準の遵守が義務づけられています。</li> </ul>	

# チェックシート

## 6 支援の基本方針について

項 目	チェック欄
<p>事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に 応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わな なければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容 を十分に理解した上で、利用者の意思決定支援を行うことが重要です。</li> <li>障害者やその家族が自己の意思に基づき日中サービス支援型GHへの入居を決定でき るように、簡単な募集や面接だけではなく、GHでの生活、日中活動サービス等の利 用等について、分かりやすく丁寧に説明することが重要です。</li> <li>体験利用の機会を設けたりする等により、利用者の意向を確認することが必要です。</li> </ul>	
<p>事業者は、特定相談支援事業所又は他の障害福祉サービス事業所等との 連絡調整に努めなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることな く、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図れるよ うに、特定相談支援事業所又は他の障害福祉サービス事業所と綿密な連 携を図り、連絡調整に努めなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GHの所在地周辺や入居予定者の利用が予測される相談支援事業所や日中サービ ス事業所等の資源について、調査・把握することが重要です。</li> <li>自立支援連絡協議会等が行う部会や事例検討会、研修等に積極的に参加し、他の福 祉機関との関係づくり等に努めることが重要です。</li> <li>GH内の支援で完結することなく、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様 な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努めることが重要です。</li> </ul>	
<p>日中活動サービス等を利用することができず、日中を日中サービス支援 型GHで過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえ た個別支援計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実し た地域生活を送ることができるように努めなければならない。</p>	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日中活動サービスの利用に繋がるような生活訓練やリハビリ等の機能訓練等、社会 参加に向けて、利用者の状態や障害特性に応じた支援プログラムを具体的に示せるよ うにしてください。</li> <li>買い物や散歩等の外出機会、家族や友人等との交流機会を設ける等、利用者個々に 合った活動的な生活が送れるように、支援内容を具体的に示せるようにしてください。</li> </ul>	

## チェックシート

### 7 個別支援計画について

項 目	チェック欄
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
サービス管理責任者は、特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、他の保健医療サービス又はその他の障害福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案を作成しなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議）を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等利用計画を作成する相談支援専門員と連携して、利用者を中心とした支援を行うことを基本として、相談支援専門員によるサービス等利用計画を踏まえた個別支援計画を策定することが重要です。</li> <li>本人のニーズや生活環境などに対してきめ細かいモニタリングを行い、利用者の現在置かれた状況を的確に把握し、小さな変化を見逃さず、個別支援計画の変更を行うことが重要です。</li> </ul>	

### 8 計画相談支援について

適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型GHを行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。	<input type="checkbox"/> 理解した
日中サービス支援型GHの利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間は他の類型の共同生活援助よりも短く3月間となっている。	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中立性を確保し、自法人と異なる視点での検討が欠如することを防ぐため、別法人の運営する特定相談支援事業所と連携することが大切です。</li> </ul>	

## チェックシート

### 9 地域との連携について

項 目	チェック欄
事業者は、事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GHは地域の中であって、利用者が地域の一員として地域住民と関わりを持つことが大切です。</li> <li>・ 自治会（町内会）の一員となり、自治会（町内会）の活動（行事、清掃活動等）に利用者とGHスタッフが一緒に取り組むことで、自治会（町内会）の人や地域住民と顔見知りの関係になることが大切です。</li> <li>・ 災害時、GHスタッフだけで利用者を安全に避難させることは非常に困難です。地域の防災訓練等に積極的に参加し、災害時に助け合える関係を築くことが重要です。</li> <li>・ 地域で暮らす障害者、高齢者等の福祉に関する情報を必要としている人にとって気軽に相談できる場所となることで、地域福祉の役割を担うことが期待されます。</li> <li>・ 「自立支援連絡協議会」への参加を通じて、地域の課題や特性に努めることも大切です。</li> </ul>	

### 10 職員研修・権利擁護等について

項 目	チェック欄
事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
事業者は、障害特性の理解が従業者の資質向上の根本であることを明確にするため、利用者の障害特性の理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。	<input type="checkbox"/> 理解した
<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世話人、生活支援員等のGHスタッフが孤立することなく、充実した支援を行うことができるように、日々の引継ぎや事務的な連絡だけではなく、定期的にスタッフが集まる会議を設け、スタッフ間で支援に関する課題、問題点、困っていること等について話し合うことが大切です。</li> <li>・ 事業者は、従業者の研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者虐待の防止等のための措置を講じなければいけません。（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 15 条）</li> <li>・ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成 30 年 6 月）」</li> </ul>	

## チェックシート

の内容をよく理解し、虐待を防止するための措置に関する事項（虐待防止責任者の選定、「虐待防止マニュアル」等の作成、虐待が疑われる事案があった場合の対応方針、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備など）を定めておくことが重要です。

- 虐待が起こる背景として、人権意識の欠如、障害特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不在等が指摘されているため、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

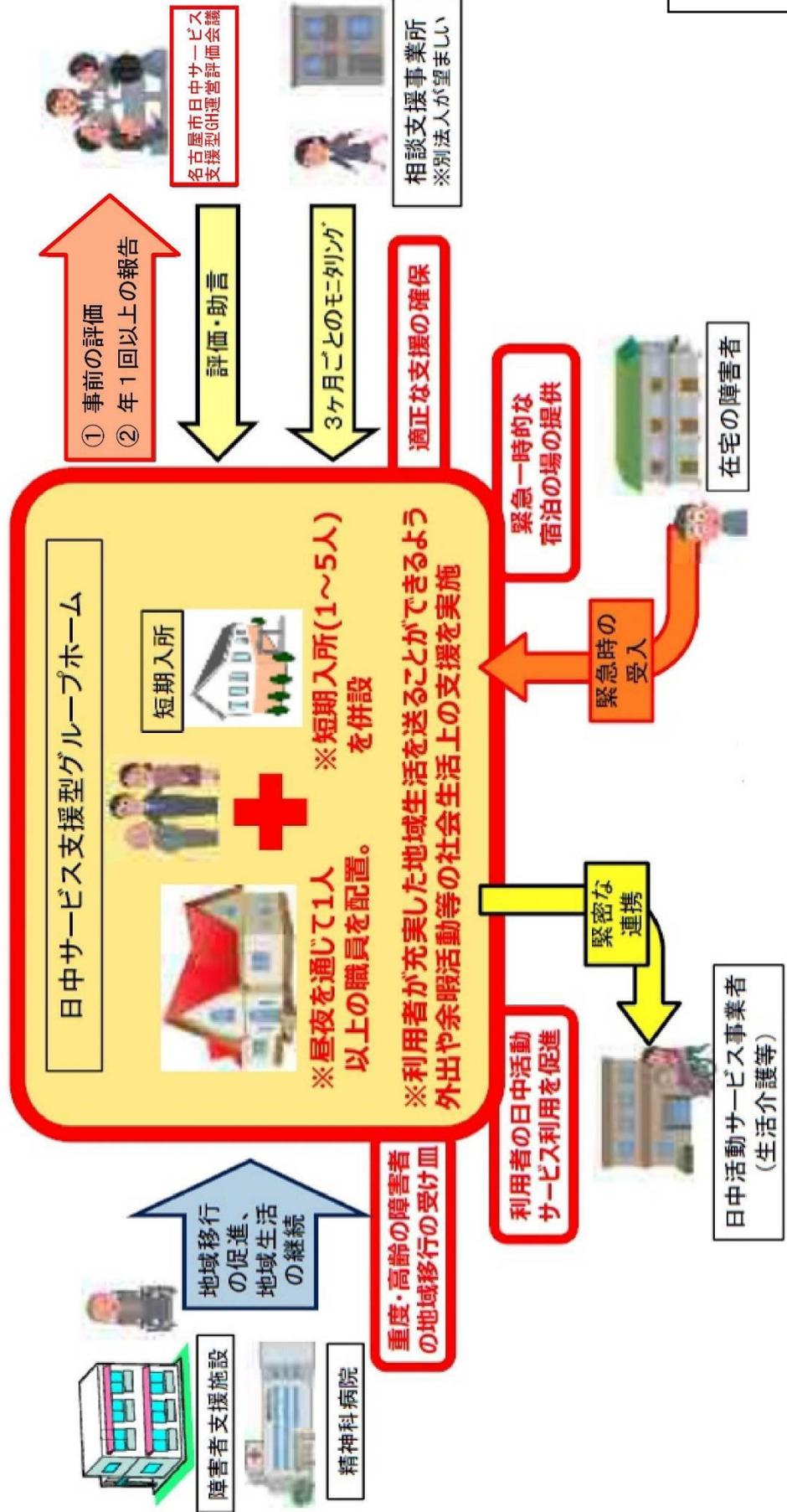
理解した

### 【ポイント】

- 社会福祉法第 82 条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。
- 厚労省の「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 29 年 3 月 7 日）」の内容をよく理解し、必要な措置の内容（相談窓口、苦情解決の体制及び手順など）を講じなければいけません。

# 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続及び地域生活の継続等の中核的な役割を担うことが期待される。



事務連絡  
平成 30 年 2 月 21 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係

自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月から施行を予定している自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助については、

- ・人員、設備及び運営に関する基準（基準省令）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）」 ⇒平成 30 年 1 月 18 日改正

- ・事業所指定の申請に必要な事項等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）」 ⇒パブリックコメント手続き中  
であるとともに、報酬告示等については現在公布に向けて準備中です。

今般、施行準備を円滑に進めるため、別紙のとおり、指定に係る留意点を整理しましたので、平成 30 年 4 月施行に向けて準備を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、送付する内容は、現時点での案であること、簡易な表現にしていること、内容の変更があり得ることを申し添えます。

[担当]

障害福祉課 地域生活支援推進室  
地域移行支援係 富原、大石  
TEL : 03-5253-1111 (内線 3045)

## 2. 日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

### ○日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

### ○対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

### ○常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

### ○支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

### ○他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

### ○基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

## ○共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。

## ○短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

## ○事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

## ○地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

## ○事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

## ○指定計画相談支援について

# チェックシート

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。

## ○指定申請に係る様式の改正について

日中サービス支援型グループホームの創設に伴い、各都道府県等で使用している指定申請に係る様式の一部を改正する必要があるため、以下を参考に準備願いたい。

- ・「サービスの提供形態」を確認する欄に、『日中サービス支援型』に関する事項を追加。

サービスの提供形態 (該当部分に○)	介護サービス包括型	生活支援員の業務の外部委託の予定	有 (月 時間)・無
	日中サービス支援型	生活支援員の業務の外部委託の予定	有 (月 時間)・無
	外部サービス利用型	受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	別紙のとおり

- ・「添付書類」に『協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要』を追加

添付書類	別添のとおり (定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等、共同生活住居の構造概要及び平面図、経歴書、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要、勤務体制・形態一覧表、資産状況 (貸借対照表・財産目録等)、設備・備品等一覧表、協力医療機関との契約内容がわかるもの) 等
------	--

### ※参考様式

協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要	
事業所名	
管理者名	
措 置 の 概 要	
1 協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者 (連絡先)	
2 報告する又は評価を受ける協議会等の名称	
3 定期報告・評価の時期 (年1回以上)	
4 協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会の具体的な内容	
5 その他参考事項	
備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。	